

# 平成30年4月から 靴型装具の療養費(家族療養費)の請求をするときは 実際に装具を装着している写真が必要となります!

医師が必要と認めた治療用の装具を製作または購入した場合、いったんご自身で医療費を全額お支払いいただき、後日、所属所の共済事務担当課を通して療養費の請求書等を提出していただくこととなっています。

平成30年4月から厚生労働省からの通知(保医発0209第1号)により、治療用の靴型装具を製作した場合、療養費を請求する際に『患者が実際に装着していることが確認できる写真』を添付することとされましたのでお知らせします。

## 必要な書類

- 療養費・家族療養費等請求書
- 領収書(原本)
- 保険医の証明書(原本)
- 装具装着時の写真(足首部分あたりまで入っているもの)

ご不明な点は共済組合保険課までお気軽にお問い合わせください。